

医療機関等の経営状況の把握について

医療機関等の経営状況の把握について

- 令和8年度診療報酬改定については、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う可能性があり、令和8年度の医療機関等の経営状況等を把握する必要がある。

- 令和8年度診療報酬改定について（令和7年12月24日大臣折衝事項）より抜粋

1. 診療報酬 +3.09%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+2.41%、令和9年度+3.77%）

※1 うち、賃上げ分 +1.70%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+1.23%、令和9年度+2.18%）。

※2 うち、物価対応分 +0.76%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度+0.55%、令和9年度+0.97%）。

※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09%。（入院時の食費基準額の引上げ（40円/食）、光熱水費基準額の引上げ（60円/日））

（中略）

3. 診療報酬制度関連事項

① 令和9年度における更なる調整及び令和10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討

実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、上記1. ※1～※3（特例的な対応を除く。）について、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。そのために必要な足元の情報を正確に把握するため、令和8年度の医療機関の経営状況等について調査を実施する。

- 令和8年度診療報酬改定後の医療機関等の経営状況把握をどのように行うか。

令和8年度診療報酬改定について (令和7年12月24日大臣折衝事項)

1. 診療報酬 +3.09% (R8年度及びR9年度の2年度平均。R8年度+2.41%、R9年度+3.77%) (R8年6月施行)

※1 うち、賃上げ分 +1.70% (2年度平均。R8年度+1.23%、R9年度+2.18%)

- ・医療現場での生産性向上の取組と併せ、R8・R9にそれぞれ3.2% (看護補助者、事務職員は5.7%) のベアを実現するための措置
- ・うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応

※2 うち、物価対応分 +0.76% (2年度平均。R8年度+0.55%、R9年度+0.97%)

- ・特に、R8以降の物価上昇への対応として+0.62% (R8年度+0.41%、R9年度+0.82%) を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。(病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%)
- ・また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院 (大学病院を含む) が物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえた特例的な対応

※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09% (入院時の食費基準額の引上げ (40円/食)、光熱水費基準額の引上げ (60円/日))

- ・患者負担の引上げ：食費は原則40円/食 (低所得者は所得区分等に応じて20~30円/食)、光熱水費は原則60円 (指定難病患者等は据え置き)

※4 うち、R6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%

- ・配分に当たっては、R7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持 (病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%)

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

※6 うち、※1~5以外の分 +0.25% 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

2. 薬価等

薬価： ▲0.86% (R8年4月施行)
材料価格： ▲0.01% (R8年6月施行)
合計： ▲0.87%

3. 診療報酬制度関連事項

① R9年度における更なる調整及びR10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討

②賃上げの実効性確保のための対応

③医師偏在対策のための対応

④更なる経営情報の見える化のための対応

4. 薬価制度関連事項

① R8年度薬価制度改革及びR9年度の薬価改定の実施

②費用対効果評価制度の更なる活用